

都市計画に定められる対象事業等に関する特例の読替規定対照条文（平成十六年三月三十一日法律第十号改正現在）

【法第三十九条関係】

読替後条文

法条文

第二章 準備書の作成前の手続
第一節 第二種事業に係る判定

第四条 第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令・国土交通省令で定めるところにより、都市計画決定権者の名称並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「名称等」という。）を次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定め

第二章 準備書の作成前の手続
第一節 第二種事業に係る判定

第四条 第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）

の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「氏名等」という。）を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならぬ。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとする。

る者)に書面により届け出なければならない。この場合において、都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者に届け出ることと併せて、名称等を記載した書面を作成するものとする。

一 第二条第二項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(以下「免許等」という。)を行い、又は同号イに規定する届出(以下「特定届出」という。)を受理する者

二 第二条第二項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者(以下「交付決定権者」という。)

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者(以下「法人監督者」という。)

四 第二条第二項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2 前項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者は、同項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項において「届出」という。)に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定してこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都

一 第二条第二項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(以下「免許等」という。)を行い、又は同号イに規定する届出(以下「特定届出」という。)を受理する者

二 第二条第二項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者(以下「交付決定権者」という。)

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者(以下「法人監督者」という。)

四 第二条第二項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九条第一項において「届出」という。)に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定してこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意

市計画決定権者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令・国土交通省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）に通知すること。

二 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号（前項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条

見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）に通知すること。

二 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第三項第二号（前項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当

第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業を実施してはならない。

6 都市計画決定権者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該都市計画決定権者は、この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を、届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第六項の規定による通知に係る第二種事業は、当該通知の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

9 第三項の主務省令・国土交通省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）及び国土交通大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

10 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）及び国土交通大臣が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）は、当該第二種事業を実施してはならない。

6 第二種事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成するものとする。

7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知又は作成に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第六項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

10 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

【法第四十条関係】

読替後条文

第二節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第五条 都市計画決定権者は、第四十条第一項の対象事業等(第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)(に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)(について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令・国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)(を作成しなければならない。

一 都市計画決定権者の名称

二 都市計画対象事業の目的及び内容

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)(及びその周囲の概況

四 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合において、対象事業に係る環境影響評価の項目)

は、都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目)

2 | 【適用しない。】

(方法書の送付等)

第六条 都市計画決定権者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範

法条文

第二節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)(について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)(を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の目的及び内容
 - 三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)(及びその周囲の概況
 - 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 | 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付等)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受けると認められ

困であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書を送付しなければならぬ。

2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）

第七条 都市計画決定権者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

（方法書についての意見書の提出）

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第九条 都市計画決定権者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、都市計画決定権者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるも

る地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書を送付しなければならない。

2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

（方法書についての意見書の提出）

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

のとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 都市計画決定権者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 都市計画決定権者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

3 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

(環境影響評価の実施)

第十二条 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

3 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の

げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三条 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第三章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 都市計画決定権者は、第十二条第一項の規定により都市計画対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令・国土交通省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 第八条第一項の意見の概要
- 三 第十条第一項の都道府県知事の意見
- 四 前二号の意見についての都市計画決定権者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
- 七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
- イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評

種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三条 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣(主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第三章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 第八条第一項の意見の概要
- 三 第十条第一項の都道府県知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
- 七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
- イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評

価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

二 都市計画対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2) 【適用しない。】

（準備書の送付等）

第十五条 都市計画決定権者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第十七条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第十六条 都市計画決定権者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2) 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付等）

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第十七条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第十七条 都市計画決定権者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならぬ。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 都市計画決定権者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならぬ。

3 都市計画決定権者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 都市計画決定権者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならぬ。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。
(準備書についての意見の概要等の送付)

(説明会の開催等)

第十七条 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならぬ。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならぬ。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならぬ。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。
(準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 都市計画決定権者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、都市計画決定権者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関係都道府県知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び都市計画決定権者の見解」と読み替えるものとする。

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十一条 都市計画決定権者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号ま

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関係都道府県知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号ま

で、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について都市計画対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 都市計画決定権者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令・国土交通省令で定めるところにより作成しなければならぬ。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要

三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見

四 前二号の意見についての都市計画決定権者の見解

（免許等を行う者等への送付）

第二十二条 都市計画決定権者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書 当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（特定届出に係るものに限る。）に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者

で、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要

三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

（免許等を行う者等への送付）

第二十二条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書 当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（特定届出に係るものに限る。）に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書
付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書
法
人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書
第
四条第一項第四号に定める者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書
第
四条第一項第五号に定める者

2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受け、又はした後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会長の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

（環境大臣の意見）

第二十三条 環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べるものとする。

（免許等を行う者等の意見）

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書
付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書
法
人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書
第
四条第一項第四号に定める者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書
第
四条第一項第五号に定める者

2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会長の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

（環境大臣の意見）

第二十三条 環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べるものとする。

（免許等を行う者等の意見）

第二十四条 第二十二條第一項各号に定める者及び都市計画同意権者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、都市計画決定権者に対し、前条の規定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、第二十二條第一項各号に定める者は都市計画同意権者を經由して意見を述べるものとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるときはこれを勘案しなければならない。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 都市計画決定権者は、前条の意見が述べられたときはこれ(都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合にあつては、同条の意見及び第二十三條の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に対し述べた意見)を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第二十七條までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号、第十四條第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一條第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 評価書について所要の補正をすること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二條第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について都市計画対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 都市計画決定権者は、前項第三号の規定による環境影響評価を

第二十四条 第二十二條第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第二十七條までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号、第十四條第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一條第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 評価書について所要の補正をすること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二條第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合

行つた場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令・国土交通省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 都市計画決定権者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、第二十二条第一項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）に対してしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経るものとする。

（環境大臣等への評価書の送付）

第二十六条 第二十二条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受け、又はした後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣等 環境大臣に前条第三項の規定による送付を受け、又はした補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受け、又はした旨を通知すること。

二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三項の規定

には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、第二十二条第一項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。

（環境大臣等への評価書の送付）

第二十六条 第二十二条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣等 環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三項の規定

による送付を受け、又はした補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受け、又はした旨を通知すること。

2 都市計画決定権者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事、関係市町村長及び第四十条第一項の事業者の評価書（前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。）を要約した書類（次条において「要約書」という。）及び第二十四条の書面を送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第二十七条 都市計画決定権者は、第二十五条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第五章 対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第二十八条 都市計画決定権者は、第七条の規定による公告を行つてから前条の規定による公告を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合（第二十一条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならぬ。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定）

第二十九条 都市計画決定権者は、第七条の規定による公告を行つ

による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

2 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書（前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。）を要約した書類（次条において「要約書」という。）及び第二十四条の書面を送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第二十七条 事業者は、第二十五条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第五章 対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第二十八条 事業者は、第七条の規定による公告を行つてから前条の規定による公告を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十一条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならぬ。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定）

第二十九条 事業者は、第七条の規定による公告を行つてから第二

てから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五条第一項第二号に掲げる事項を修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定の例により届出をすることができる。

2 第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行つたものを除く。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該都市計画決定権者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところによりその旨を公告しなければならぬ。

(対象事業の廃止等)

第三十条 都市計画決定権者は、第七条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該都市計画決定権者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

- 一 対象事業等を都市計画に定めぬこととしたとき。
- 二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなつたとき。

十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第四条第一項の規定の例により届出をすることができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行つたものを除く。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第四条第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところによりその旨を公告しなければならぬ。

(対象事業の廃止等)

第三十条 事業者は、第七条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき。
- 二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなつたとき。

三 【適用しない。】

2 【適用しない。】

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第二十一条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告が行われた後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更^に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告が行われた後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第二十七条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行つた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者について行われたものとみなす。

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第二十一条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更^に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行つた後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、

、第三十条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告が行われた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十八条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告(次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等(次項に規定するものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環

前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十八条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告(次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等(次項に規定するものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環

境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等
当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

三 免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。） 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

3 対象事業に係る免許等であつて対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

4 前各項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る免許、特許、許可、認可、承認又は同意（同号ホに規定するものに限る。）について準用する。

（特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等）
第三十四条 対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、

境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等
当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

三 免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。） 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

3 対象事業に係る免許等であつて対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

4 前各項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る免許、特許、許可、認可、承認又は同意（同号ホに規定するものに限る。）について準用する。

（特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等）
第三十四条 対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、

環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によつて勧告又は命令をすることができることとされている期間（当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間）内において、当該特定届出に係る事項の変更を求め旨の当該規定による勧告又は命令をすることができる。

2 前項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る同号ホの届出について準用する。

（交付決定権者の行う環境の保全の配慮についての審査等）

第三十五条 対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による調査として行うものとする。

（法人監督者の行う環境の保全の配慮についての審査等）

第三十六条 対象事業に係る法人監督者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

（主任の大臣の行う環境の保全の配慮についての審査等）

第三十七条 対象事業に係る第四条第一項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

（事業者の環境の保全の配慮等）

環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によつて勧告又は命令をすることができることとされている期間（当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間）内において、当該特定届出に係る事項の変更を求め旨の当該規定による勧告又は命令をすることができる。

2 前項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る同号ホの届出について準用する。

（交付決定権者の行う環境の保全の配慮についての審査等）

第三十五条 対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による調査として行うものとする。

（法人監督者の行う環境の保全の配慮についての審査等）

第三十六条 対象事業に係る法人監督者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

（主任の大臣の行う環境の保全の配慮についての審査等）

第三十七条 対象事業に係る第四条第一項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

（事業者の環境の保全の配慮等）

第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにならなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。

第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにならなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。

【法第四十三関係】

<p>読替後条文</p>	<p>法条文</p>
<p>(対象事業の実施の制限) 第三十一条 略</p> <p>2 都市計画決定権者は、第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の規定による公告を行った後に第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合において、当該事項の変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更に変更が該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。</p> <p>3 第三十一条第一項の規定は、都市計画決定権者が第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の規定による公告を行った後に第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる都市計画に係る事業者を除く。）について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは、「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条」と、「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。）」「と、「を行う」とあるのは、「が行われる」と、「第二十一条第一項」とあるのは、「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(対象事業の実施の制限) 第三十一条 略</p> <p>2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更が該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。</p> <p>3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」「と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>

【法第四十五条関係】

読替後条文

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2 都市計画法決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、都市計画法に定めるところによるほか、第四十四条第五項の規定により送付を受けた第二十七条の評価書(次項において「評価書」という。)に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

3 第四十五条第一項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十三条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画同意権者」という。)は、評価書の記載事項に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならぬ。

法条文

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2 都市計画法決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、都市計画法に定めるところによるほか、第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の評価書(次項において「評価書」という。)に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十三条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画同意権者」という。)は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならぬ。